

抗原簡易キットの使用にあたって

1 注意点

- 抗原簡易キット（以下、「キット」とする。）を使用する前に、あらかじめ、配置医師又は連携医療機関の医師による診療・診断を行うことができる体制を構築してください。
- 出勤前に体調が悪いことを自覚した場合は出勤せず、医療機関を受診することを徹底してください。本事業で配布するキットは、出勤後に体調の悪化を自覚した場合などに使用していただくものとなっております。
- キットの使用は、受診に代わるものではありません。キットの使用によって受診が遅れることがないように、徹底してください。

2 使用要件

- ① 原則として、従事者への使用を想定していますが、高齢者施設等の長が必要と認める場合は、入居者等へ用いることもできます。
ただし、公的医療保険の診療の一環として検査を実施する場合には、配布するキットを用いることはできません。（行政検査として扱われません。）
- ② 検体採取は医療従事者（医師、保健師、助産師、看護師、准看護師及び臨床検査技師、以下同じ。）が常駐する施設にあっては医療従事者の管理下で、医療従事者が常駐しない施設にあってはあらかじめ検査に関する研修を受講した職員*の管理下で検査を実施してください。

検査に関する研修を受講している職員がいる施設であっても、配置医師又は連携医療機関の医師による診療・診断を行うことができる体制のない施設では検査を実施することができません。

※検体の採取・判読の実施法・注意点、感染防護に関する研修について、「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」と使用するキットに関する添付文書等の内容を理解し、「理解度確認テスト」を全問正解できる者

【医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について】

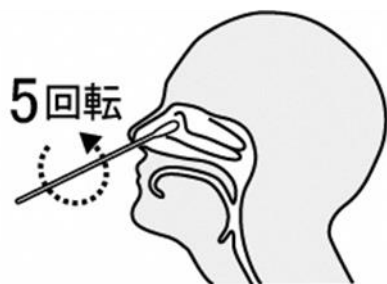
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

- ③ 抗原簡易キットで使用できる検体は鼻腔ぬぐい液か鼻咽頭ぬぐい液です。唾液は使用できません。

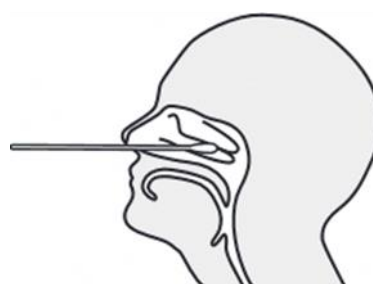
裏面も御確認ください。

検体採取の方法（イメージ）

鼻腔ぬぐい液採取



鼻咽頭ぬぐい液採取



鼻腔	鼻咽頭
鼻から綿棒を 2cm 程度挿入し、5 回転させ、5 秒程度静置（自己採取^{※1} が可能）	鼻から綿棒を挿入し、鼻咽頭を数回こする（医師等^{※2} が採取）

※1 医療従事者又は研修受講者の管理下で実施してください。

※2 医師又は医師の指示を受けた保健師、助産師、看護師、准看護師若しくは臨床検査技師

3 検査後の対応

判定結果	対 応
陽性者	- 速やかに医師の診察を受けるように徹底してください。 - 新型コロナウイルス感染症患者と診断[※]した医師は直ちに最寄りの保健所に発生届（別記様式参照）の届け出が必要です。 ※「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」においては、抗原定性検査は発症から 9 日目以内の有症状者については、確定診断に用いることができますとされています。
陰性者	偽陰性の可能性もあることから、体調が悪い職員の医療機関の受診を促すようにしてください。また、症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大防止措置を講じてください。

4 使用実績報告

キットの使用実績（使用数及び陽性判定数）は、使用日の翌日中に御報告願います。以下の Web フォーム（URL 入力もしくは QR コード読み取り）により行ってください。※申込時の ID、パスワードでログインできます。

<URL>

<https://form.kintoneapp.com/public/form/show/48a2103f0ae4af35a57cefb6fd78f470b6bb4d4afb85bbb67922142ea3ababa>

<QR コード>



5 その他

- 使用後のキットや使用期限が到来したキットは各施設にて廃棄してください。（廃棄方法については、キットの添付文書を御確認ください。）